

概算数量設計特記仕様書

- 1 本設計は、概算数量設計方式により積算したものである。設計数量は、第2～5項により監督員の承諾を得た数量で確定することとし、この確定設計数量を精算変更の対象とするものとする。
- 2 受注者は、工事着手前に監督員と現場立会を行い、監督員の指示及び提示された資料に基づき、工事範囲を確認すること。
- 3 受注者は、前項により確認した工事範囲の測量を行い、測点の設定、各測点の横断図等、数量の確定に必要となる計測及び図面等の作成を行うこと。
- 4 受注者は、前項で作成した資料に基づき、概算数量設計工種の設計(案)及びその数量計算書を作成し、測量成果、図面類と共に、工事打合簿により監督員に提出すること。
- 5 受注者は、監督員の承諾を受けた確定設計数量を施工計画書に反映させ、これに基づき工事を実施すること。また、監督員の承諾を受けてから確定設計数量に係る工事に着手すること。
- 6 これらに要する費用は、共通仮設費の中の準備費と技術管理費（調査・測量、丁張等に要する費用等）を充当しているので、別途積み上げはしない。
- 7 概算数量設計に係る精算変更以外の事由により発生した、その他設計変更とすべき事項については、精算変更とは別に、通常的设计変更と同様に取り扱う。ただし変更契約手続は、精算変更とまとめて行うことができる。
- 8 本設計方式に関して、その他の疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議して決定すること
- 9 この仕様書は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に契約した工事について適用する。